

トラックを巡る最近の法改正の動き等について

令和8年10月
東北運輸局山形運輸支局
輸送・監査部門



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省
東北運輸局

1. トラック運送業の現状

トラック運送業における労働環境・人材確保の現状

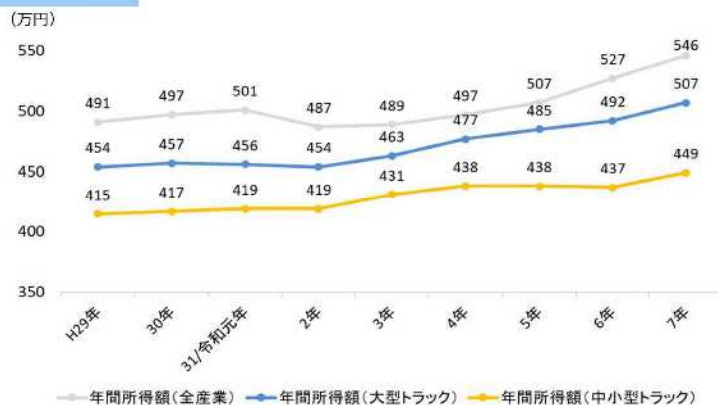
①労働時間

全職業平均より約2割長い。



②年間賃金

全産業平均より7%~18%低い。



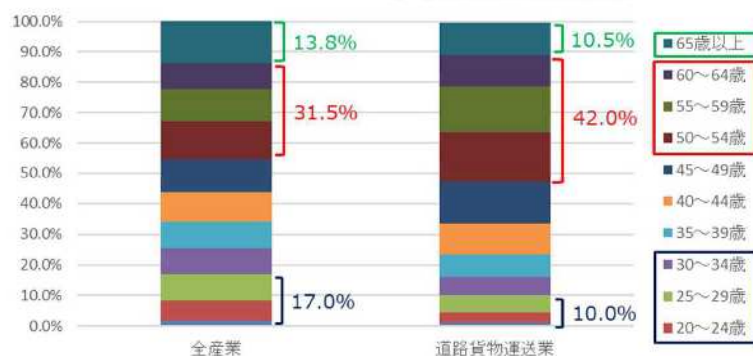
③人手不足

全職業平均より約2倍高い。



④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。中年層の割合が高い。



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

トラック運送業における価格転嫁・賃上げの現状

○トラック運送業は、取引関係における荷主等の立場が強く、コスト上昇分の価格転嫁が難しい状況。

○トラックドライバーの賃上げは進んできているが、全産業平均には及んでいない。

トラック運送業では、調査対象32業種中、

価格転嫁してもらえている状況が31位 (受注者の立場)

価格転嫁している状況が32位 (発注者の立場)

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

価格転嫁	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料	エネルギー	労務費
全体	54.2%	55.7%	48.9%	50.0%
1位 化学	65.7%	72.5%	61.7%	57.1%
2位 電機・情報通信機器	64.5%	68.3%	58.2%	58.3%
3位 紙・紙加工	64.3%	68.0%	57.2%	56.5%
}				
29位 農業・林業	38.3%	37.2%	35.0%	34.1%
30位 放送コンテンツ	38.0%	34.7%	30.3%	34.4%
31位 トラック運送	36.9%	32.2%	34.2%	33.5%
32位 金融・保険	31.4%	36.0%	12.9%	25.0%

価格転嫁	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料	エネルギー	労務費
全体	54.2%	55.7%	48.9%	50.0%
1位 化学	65.9%	69.7%	62.4%	60.0%
2位 電機・情報通信機器	63.6%	67.7%	56.5%	56.9%
3位 造船	62.4%	64.9%	57.0%	56.9%
}				
29位 廃棄物処理	42.0%	40.4%	39.5%	37.8%
30位 放送コンテンツ	41.4%	38.3%	33.0%	37.9%
31位 ビルメンテナンス	40.2%	36.0%	34.2%	39.9%
32位 トラック運送	34.5%	31.0%	31.4%	31.3%

中小企業庁価格交渉促進月間 (2026年3月) のフォローアップ調査結果より

<賃上げ率の推移>



※春闘賃上げ率 (労働組合集計数値より (トラックは交通労連の数値))

※8年度の数値は第6回回答集計結果

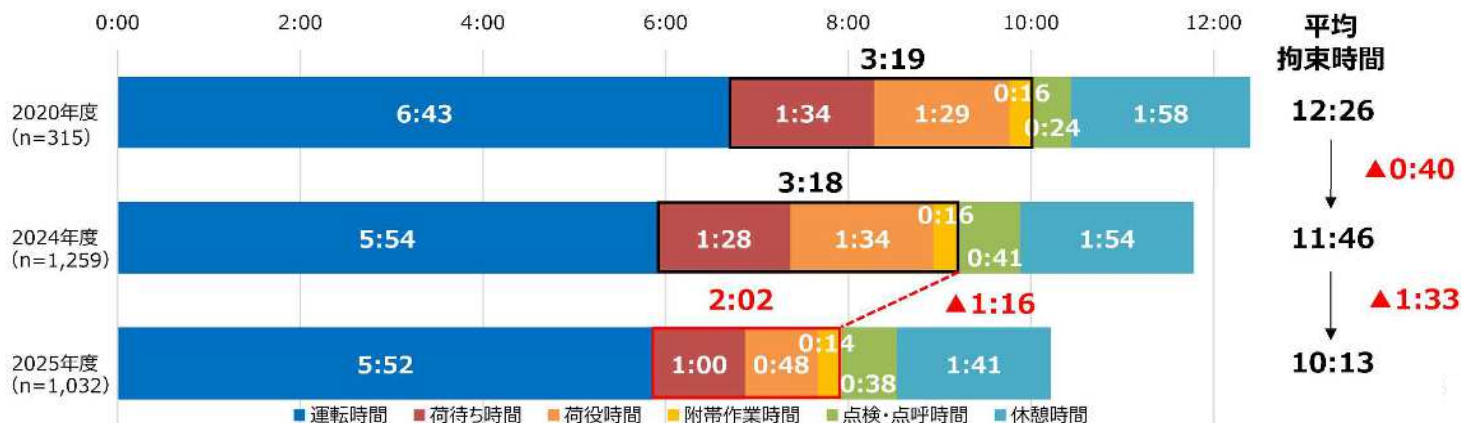
【調査概要】

- 調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者
- 調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで
- 調査内容：2025年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

【調査結果概要】

- 今回、トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は10時間13分であり、荷待ち・荷役等時間は2時間2分であった。
- 今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が大幅に減少した（▲1時間33分）。その主な要因としては、荷待ち・荷役等が減少（▲1時間16分）したこととなっている。
- 2025年4月から改正物流効率化法が施行され、荷主・物流事業者に対して、荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与しているものと思われる。
- 国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において1運行の荷待ち・荷役等時間を2時間以内にする目標を掲げているところ、個別には長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく。

＜トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳＞



2. トラック運送業に関する法改正等の概要

2023年

- 6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の成立（※荷主対策の深度化、標準的運賃の制度を「当分の間」延長）
- 7月 「トラックGメン」創設
- 10月 関係閣僚会議において「物流革新緊急パッケージ」を策定

2024年

- 2月 関係閣僚会議において「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定
- 3月 新たな「標準的運賃」を告示
自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定
- 4月 「働き方改革関連法」の施行（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）
- 11月 トラックGメンを「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設

本資料 P.27～28

2025年

- 4月 改正物流法の一部施行（荷主等に対する努力義務、契約の書面交付等）
- 5月 下請法・下請振興法改正法 成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）
- 6月 トラック適正化二法公布

本資料 P.7～10

本資料 P.11～12

2026年

- 1月 中小受託取引適正化法（取適法）、受託中小企業振興法（振興法）の施行（※下請法・下請振興法から名称変更）
- 4月 トラック適正化二法 一部施行（委託次数の制限に係る努力義務、違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りなど）

本資料 P.17

本資料 P.15～16

2027年

- 4月（予定）改正物流特殊指定の施行（着荷主側行為について規制対象へ追加）

本資料 P.18

2028年

- 6月まで トラック適正化二法 全面施行予定（許可更新制度の導入、「適正原価」制度の導入など）

本資料 P.13～14

6

改正物流法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【物流効率化法】

- 荷主※、物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、措置について国が判断基準を策定。
※ 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。

【荷主等が取り組むべき措置の例】
＜パレットの導入＞

- 上記の取組状況について、国が指導・助言、調査・公表を実施。

- 一定規模以上の「特定事業者」に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。（R8.4.1施行）

- 特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。（R8.4.1施行）



非効率な荷役作業

荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価等について記載した書面による交付等を義務付け。
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- 下請事業者への発注適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

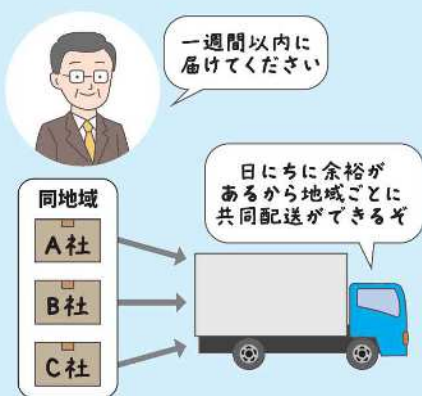
7

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準**を策定。

荷物を出す人も受け取る人も、全ての方の協力が必要です！

積載効率の向上

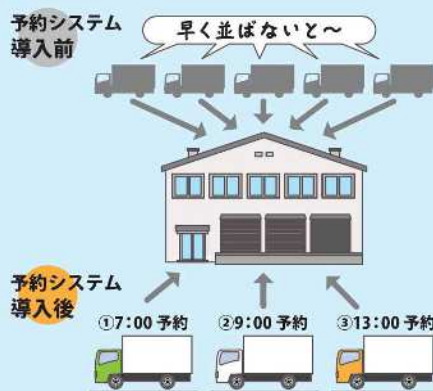
- 余裕を持ったリードタイムの設定
- 運送先の集約 等



例：リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- 適切な貨物の受取・引渡日時の指示
- 予約システムの導入 等



例：トラック予約受付システムの導入

荷役等時間の短縮

- パレット等の利用、標準化
- 入出庫の効率化に資する資機材の配置
- 荷積み・荷卸し施設の改善 等



例：同一パレットの利用や検品の効率化

8

改正貨物自動車運送事業法のポイント【令和7年4月1日施行】

物流業界の多重下請構造の是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

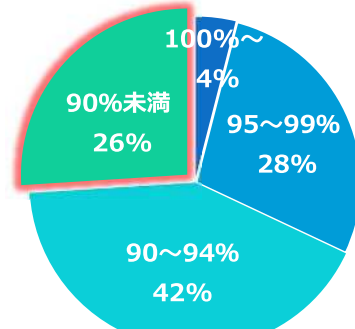
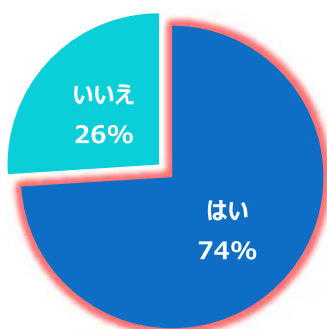
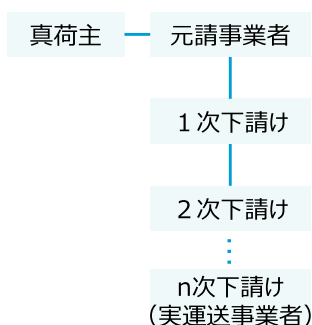
- ① **運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を**義務付け***。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- ② 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務***を課するとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を**義務付け**。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- ③ **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**。【法第24条の5関係】

* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

-----【多重下請構造のイメージ】-----

-----【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】-----

-----【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】-----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
（令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より）

9

貨物軽自動車運送事業の安全対策強化【令和7年4月1日施行】

- 貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和7年4月1日より安全対策が強化されました。
- 点呼等の従来から必要な安全対策に加え、以下の項目が**新たな安全対策として義務化**されました。

貨物軽自動車安全管理者の選任・届出

営業所ごとに**貨物軽自動車安全管理者を選任**し、届出しなければいけません

貨物軽自動車安全管理者の講習受講

貨物軽自動車安全管理者は**選任前に加え、選任後も2年ごとに講習を受講**しなければいけません

- 【講習の種類】 ①貨物軽自動車安全管理者講習（貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講）
②貨物軽自動車安全管理者定期講習（選任後、2年ごとに受講）

《講習機関の詳細》



初任運転者等への指導及び適性診断の受診

初任運転者や65歳以上の高齢者等の特定の運転者に対して、**特別な指導及び適性診断を受診**させなければなりません

業務の記録

行った業務について、所定の項目（※）の記録を作成し、**1年間保存**しなければいけません

（※）運転者の氏名、車両番号、業務の開始・終了及び休憩の日時・地点、業務に従事した距離、主な経過地点

事故の記録

事故が発生した場合、所定の項目（※）の記録を作成し、**3年間保存**しなければいけません

（※）乗務員等の氏名、事故の発生日時・場所、事故の概要、事故の原因、再発防止対策

国土交通大臣への事故の報告

死傷者を生じた事故等、重大な事故が発生した場合、所定の項目について、30日以内に運輸支局等を通じて国土交通大臣へ報告しなければいけません

10

トラック適正化二法の概要【令和7年6月11日公布】

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ**2030年には輸送能力が34%不足**
- **物流は国民生活及び経済活動の基盤**であり、エッセンシャルワーカーである**トラックドライバーの経済的社会的地位の向上**等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、**トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上**等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、**5年ごとの更新制**を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「**適正原価**」を継続して下回らないことを確保

- （※）貨物利用運送事業者についても同様に規制
- （※）適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- （※）標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、**再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化**

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（違法な「**白トラ**」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては**是正指導も実施**

担保

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

（1）体制の整備

①**許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施**できるよう**独立行政法人に行わせる等**必要な体制を整備

（2）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、**（1）①について更新手数料等**によるほか、**（1）②について広く社会で支える観点から財源措置を検討**

2. 法制上の措置等

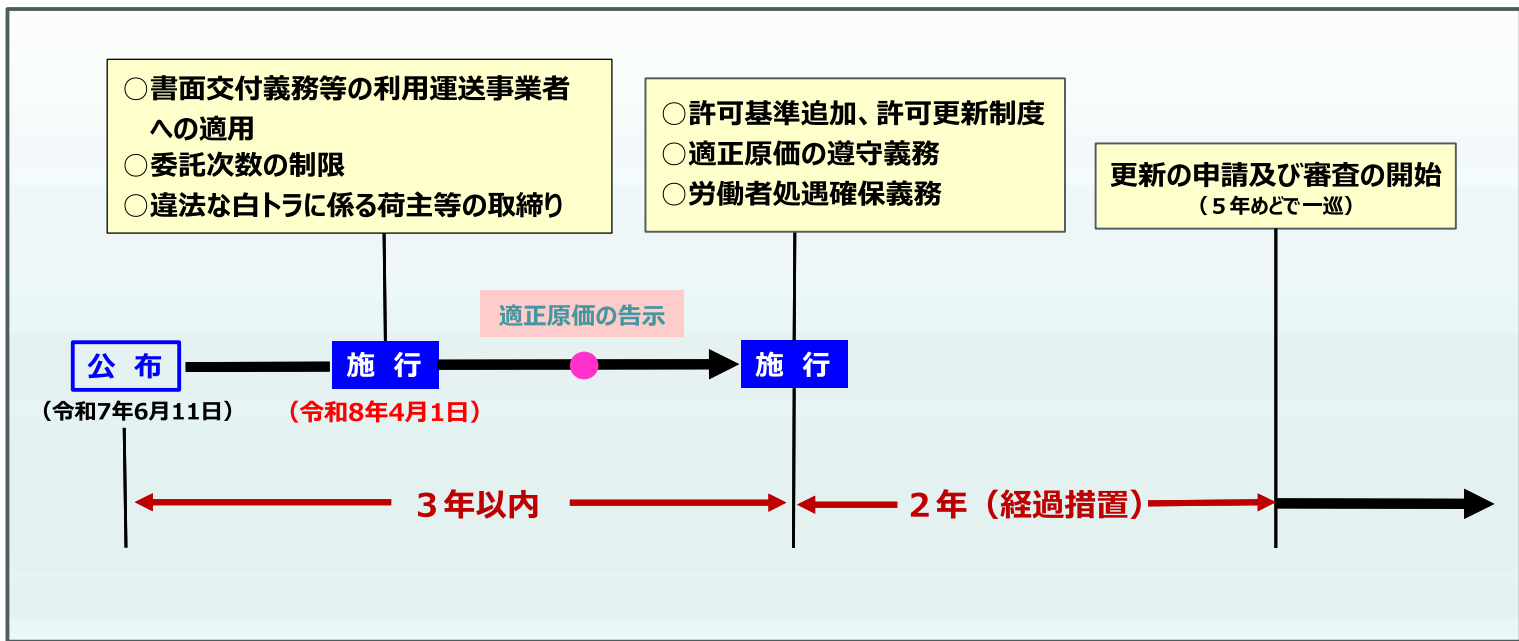
政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を**本法律の施行後3年以内を目途**として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、**物流政策推進会議を設置**
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

11

【貨物自動車運送事業法】



12

事業許可の更新制度の導入について

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。

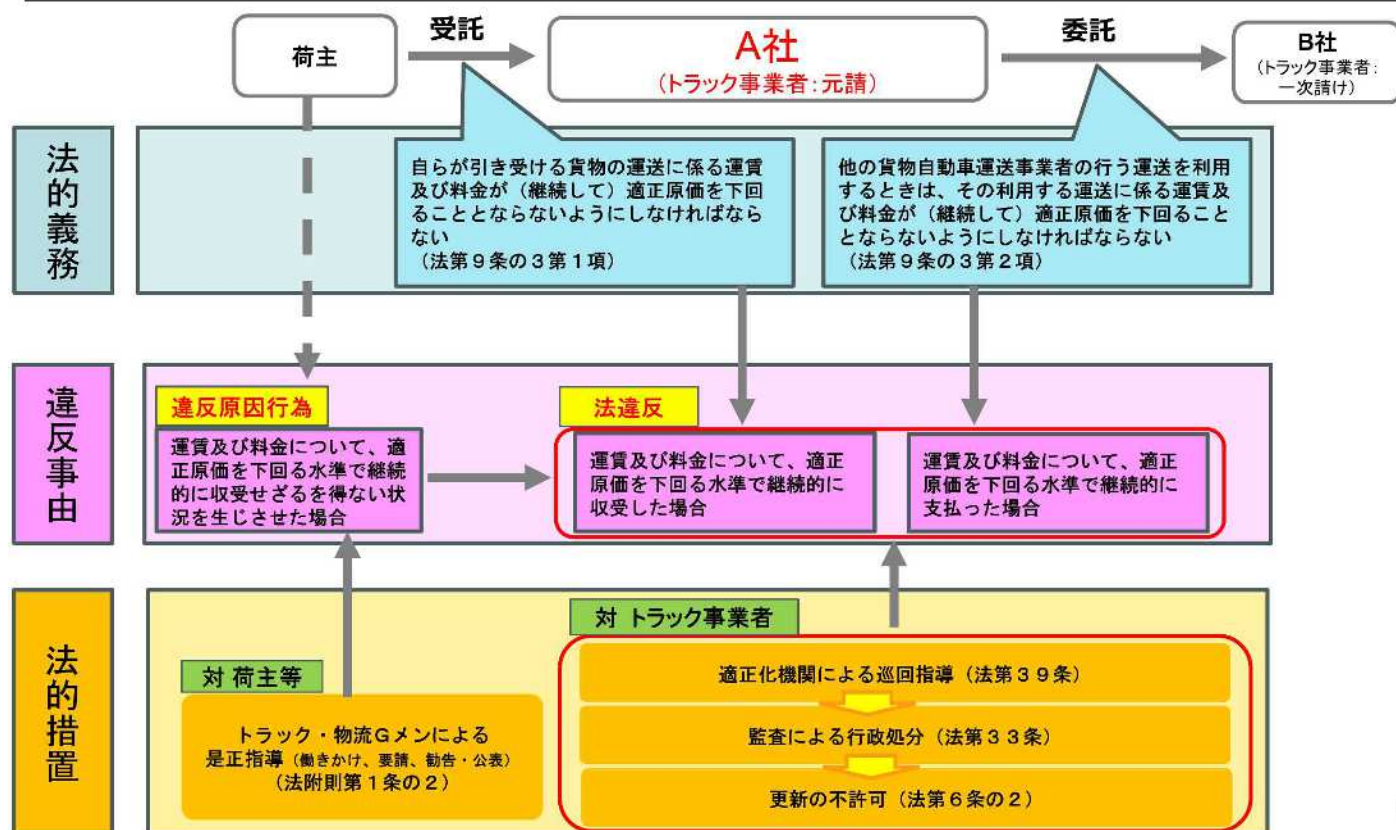
- (1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**
- (2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。
- (3) 独立行政法人の詳細については、今後決定。



13

「適正原価」に関する規定の全体像

- トラック運送事業者は、**自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは**、国土交通大臣が定める「**適正原価**」を下回らないことを確保しなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者である**A社**に着目した場合における**法的義務や違反時の法的措置等**は以下のとおり。



14

改正貨物自動車運送事業法のポイント【令和8年4月1日施行分】

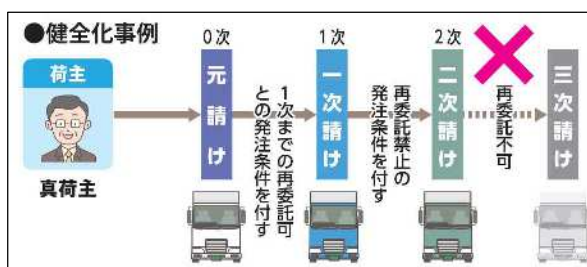
1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送事業者」へも拡大

☞ 元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、**書面交付義務**や**実運送体制管理簿の作成義務**が課されます。



2 委託回数の制限

☞ 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます。



3 違法な白トラ利用の罰則強化

☞ いわゆる**違法な白トラ**に貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。

- ・100万円以下の罰金
- ・「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分である業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。



15

- トラック適正化二法が令和8年4月1日から一部施行され、**違法「白トラ」**を利用する荷主等に対して**罰則が科される**こととなった。
- 改正法は**違法「白トラ」**を行う者に関する**従前の取り扱いを変更するものではない**が、改正法の施行に際して業界からの懸念が特に多く寄せられた**建設業及び廃棄物処理業の現場における混乱を回避**するため、貨物自動車運送事業法における「**建設現場等で使用する自家用ダンプカー**」及び「**廃棄物の運送**」の取扱いを明確化する事務連絡を発出。

貨物自動車運送事業に関する規制の考え方（トラック適正化二法による変更なし）

- ・ **他人の需要**に応じ、**有償で、自動車を使用**して**貨物の運送を事業として行う**場合は、貨物自動車運送事業法の**許可等が必要**
- ・ **自己の生業と密接不可分**であり、その**業務に付帯**するものとして貨物を運送する場合には、**業としての運送を行っているとはいえず**、貨物自動車運送事業法の**許可等は不要**と整理

改正法の施行に際して現場の混乱が特に懸念される
個別分野の取扱いを明確化

建設現場等で使用される自家用ダンプカー

(令和8年2月10日付事務連絡「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」)

- ・ 以下の場合には貨物自動車運送事業法の許可等は不要
 - ① 建設関連会社等が**自ら所有する貨物を自ら運送**する場合
 - ② 建設関連会社等の**生業と密接不可分**であり、その**業務に付帯**するものとして**自ら運送**を行う場合
- ・ 建設関連会社等が**当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせる場合、自ら運送**を行っているとは認められる。

廃棄物の運送

(令和8年3月16日付事務連絡「貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて」)

- ・ 廃棄物処理業者が、発注者と締結した包括的な委託等契約に基づき、**廃棄物の収集又は処分と廃棄物の運搬とを一体的に実施し、当該契約に基づく業務の一環として廃棄物を運搬**する場合、貨物自動車運送事業法の**許可等は不要**
- ※上記の整理は、廃棄物処理の**主たる業務は廃棄物の収集及び処分業務**であり、廃棄物の**運搬業務はこれらの業務を完遂するために付帯する業務**であるとの環境省の見解を前提にしたもの

16

下請法から中小受託取引適正化法(取適法)へ【令和8年1月1日施行】

令和8年1月1日から、
「下請法」が変わりました！

中小受託
下請法 → 取引適正化法へ

手形払い 振込手数料の 協議に応じない
禁止 受注者負担 一方的な価格決定
禁止 禁止

- ✓ 電子記録債権（でんさい）等による支払も、納品日から60日以内に代金満額を受け取れない場合は違反です
- ✓ 運送事業者の方は、荷主と運送事業者の取引も保護対象になりました
- ✓ 従業員数が一定数を超える発注者との取引も保護対象となりました（例：発注者が300人超、受注者が300人以下）
- ✓ 公正取引委員会・中小企業庁だけでなく他の省庁も発注者に対し指導・助言ができるようになりました
- ✓ 「下請」という用語がなくなりました
「親事業者」→「委託事業者」「下請事業者」→「中小受託事業者」

法改正の詳細は、公正取引委員会・
中小企業庁HPをご確認ください。



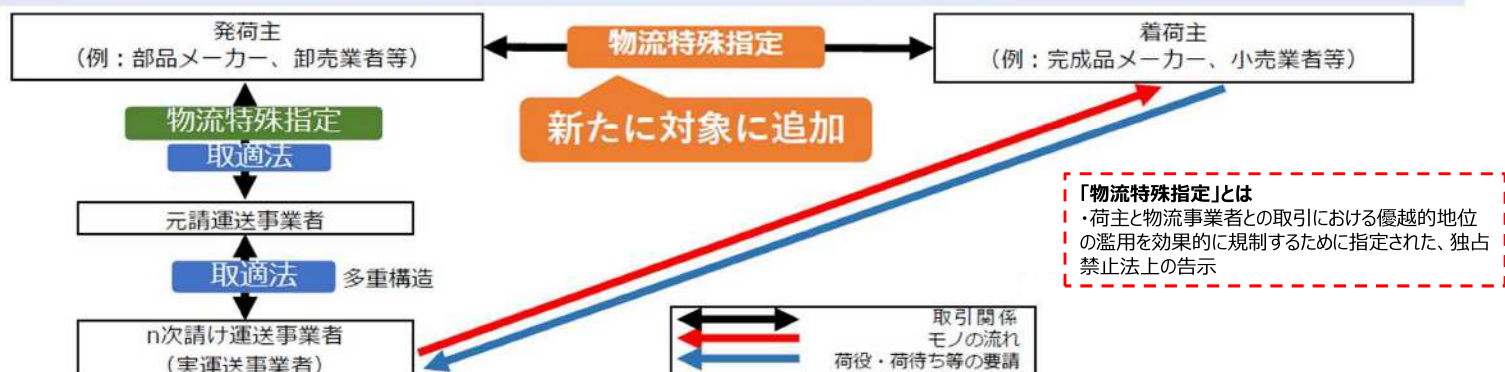
【公正取引委員会】



【中小企業庁】

17

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定改正の概要（案）

適用対象

- 事業者規模（資本金・従業員）が一定を超える着荷主（又は取引上優越した地位にある着荷主）であって、事業者規模が一定を下回る発荷主（又は取引上の地位が劣っている発荷主）との間で継続的な取引（物品の販売、製造請負、修理、情報成果物の作成請負）の相手方としてその物品の引渡しを受けるもの

禁止行為

- 着荷主が、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為
 - ① 不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請（附帯業務等）
 - ② 不当な運送の変更及びやり直し（荷待ち・やり直し等）

その他

- 現行の物流特殊指定に取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

18

価格転嫁の促進について

- 他業種と比べて価格転嫁が進んでいないトラック運送業においては、安定的な事業継続のため、荷主・元請事業者等に対する構造的な価格転嫁を実現することが不可欠
- 2026年1月より、発荷主のトラック運送契約の一部が、取適法の適用対象として規定

国土交通省・中小企業庁・公正取引委員会の連名により、以下通知を荷主団体へ発出(R8.3.27)

1. 運送受託者(実運送事業者等)との適切な協議による価格決定について

- ✓ 燃料価格高騰を受けて、燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の変更に係る協議の求めがあったにもかかわらず、交渉の場で明示的に協議することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことや、価格転嫁をしない理由を書面等で相手方に回答することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことは、独占禁止法や取適法違反のおそれがあること
- ✓ 荷主・元請事業者においては、運送事業者からの協議に誠実に応じ、エネルギーコストの上昇分を考慮したうえで、運賃・料金を決定すること

2. 燃料サーチャージ制の導入について

- ✓ 運送を依頼するトラック運送事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入することについて十分に理解いただき、当該制度の導入を受け入れていただくなど、燃料価格の変動を適切に運賃・料金を反映する取組を進めること
- ✓ 実際の燃料費負担が増加した客観的事実がある場合には、当該燃料費の上昇分をご負担いただくよう配慮すること

20

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法(取適法)に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法(取適法)上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。

また、事業者が匿名で情報を提供できるフォームを作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

22

価格交渉のための参考資料

【改訂版】

中小企業・小規模事業者の 価格交渉ハンドブック

初版 令和4年3月
最終改訂 令和8年1月

※本資料は、令和6年2月「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」を、昨今の状況をもとに更新したものです。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月29日

改正 令和8年1月1日

内閣官房

公正取引委員会

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

第1 総論	1
1 はじめに	1
2 労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方	1
3 本指針の性格	1
第2 事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動	3
1 発注者として採るべき行動／求められる行動	3
★発注者としての行動①	3
★発注者としての行動②	5
★発注者としての行動③	7
★発注者としての行動④	10
★発注者としての行動⑤	11
★発注者としての行動⑥	12
2 受注者として採るべき行動／求められる行動	15
★受注者としての行動①	15
★受注者としての行動②	16
★受注者としての行動③	17
★受注者としての行動④	18
3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動	20
★発注者・受注者共通の行動①	20
★発注者・受注者共通の行動②	22
第3 今後の対応	22
別添（価格交渉の申込み様式（90））	23

23

目次（1/2）

5.1 価格交渉準備編

CHECK 1	取引先からの引合段階で、業務内容や取引条件をきちんと確認していますか？	Good Practice	自社の「業務フロー」と「見積チェックリスト」を作成し、仕様の不確定要素の事前確認に活用！
CHECK 2	エネルギー費や原材料費など、取引に必要な「データ」は定期的に収集していますか？	Good Practice	原材料費や労務費のデータは業界団や官公庁の公式サイトにて定期的にチェックを！
CHECK 3	「原価計算」できていますか？ ～製品・サービス単位の把握を～	Good Practice	支援機関やインターネットなどを活用して学習し、自社の主な事業の製品・サービスの「原価計算」を！
CHECK 4	製品・サービスの「単価」を把握し、取引先に提示できますか？	Good Practice	自社の主な事業の製品・サービスの「単価表」を作成しておく、価格交渉に役立ちます！
CHECK 5	自社の事業特性をふまえた「見積書」のひな型（フォーマット）はありますか？	Good Practice	自社の特徴をふまえた見積書を用いて、見積チェックリストの不確定要素の明記等を行い価格交渉に活用！
CHECK 6	取引先の経営方針や業績動向を把握できていますか？	Good Practice	取引先の動向把握は交渉スピードに影響。直接把握できない場合、業界団体などを活用し情報収集を！
CHECK 7	取引先にとっての自社の「付加価値」＝価格になっていませんか？	Good Practice	価格しが評価しない取引先との価格交渉は、事実上格になっていませんか？ 困難。自社付加価値の見直しが必要！
CHECK 8	取引先との取引が、「取適法違反」になっていませんか？	Good Practice	適用対象が拡大され、「一方的な代金決定の禁止」等の禁止行為が追加！取引内容の確認が必要！

価格転嫁検討ツール（中小機構）

価格転嫁の必要性が“どのくらい”かみえる “価格転嫁”検討ツール

- ① 商品別の収支状況を把握
- ② 数値を 入れ替えて検証
- ③ 目指すべき 取引価格を試算

検討をはじめめる
(登録不要・無料)

※パソコン(PC)版

スマホ版



価格転嫁検討ツールとは

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい中小企業・小規模事業者の皆様がコスト高騰前と同水準の利益を確保するために目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。

ご利用の流れ

登録不要・無料でご利用いただけます。
コスト高騰前と直近の決算書等をご用意ください。

価格交渉支援ツール（埼玉県）

特長

- 主要な原材料価格(1,422品目)の推移を示す資料を簡易に作成可能
- 日本銀行の公表データに基づいており、信頼性を担保
- どなたでもお使いいただけるよう汎用的な表計算ソフトを使用



24

その他

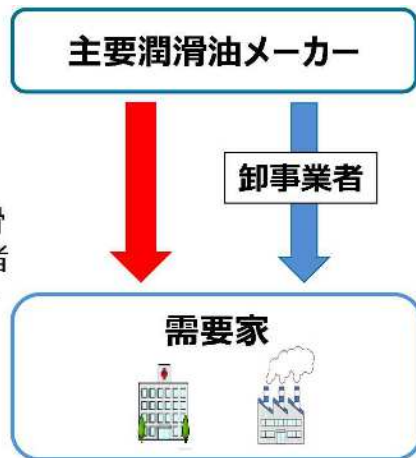
- 潤滑油について、元売等の主要潤滑油メーカーからの直接販売スキームを新設。
- これにより、供給の偏り、流通の目詰まりの回避、事業者の調達不安の解消に向けた対応を一層強化する。

①全ての業種を対象とした 直接販売スキーム新設 (6/10から開始)

- 事業継続に必要な量の潤滑油を確保できていない事業者に対し、主要潤滑油メーカーが直売

②流通段階の対策

- 前年同月比で同量の販売が基本



潤滑油（エンジン油や機械油など）を
購入予定のトラック事業者の皆様へのお願い

潤滑油については、日本全体で、**昨年とほぼ同量の供給を確保できています**。一方、一部で前年を超える購入が行われることで供給に偏りや遅れが生じています。については、下記についてご協力をお願いします。



1 一時的な需給逼迫防止のため、**前年同月比同量を基本とした購入にご協力**をお願いします。

※潤滑油は、危険物に該当する場合があります。一定量以上の危険物を所有する場合、法律や条例に基づき、所轄の消防署への申請又は届出、安全対策が必要となります。



2 調達について**お困りの場合は**、QRコードの**国土交通省（トラック事業者様向けイラン情勢を受けた石油関連製品に関する相談フォーム）まで、情報提供をお願いします。**

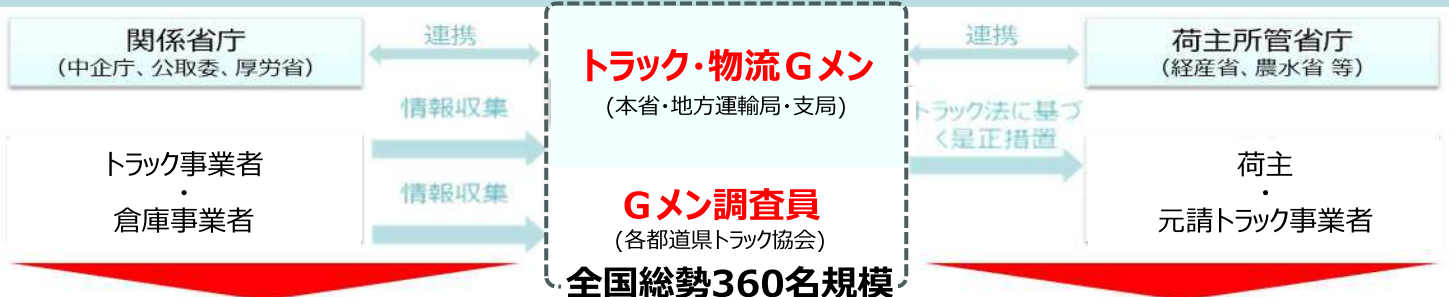


国土交通省

26

トラック・物流Gメンについて

トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化 (2023年度～)

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化** (2023年度～)

※2018年に議員立法で制定。2023年8月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

- ① **ヒアリング** (訪問・電話)
違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集
- ② **荷主等パトロール** (現場の状況確認、周知・指導)
違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など
- ③ **フォローアップ調査** (パトロール時に実施)
・情報提供元への事実確認・深掘り
・「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

「是正指導」

- ① **働きかけ** (文書送付)
違反原因行為の疑いのあると認められる場合
- ② **要請** (文書交付+ヒアリング)
荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合
- ③ **勧告・公表** (文書交付+ヒアリング+公表)
要請してもなお改善されない場合

長時間の荷待ち



契約にない附帯作業



運賃・料金等の不当な据置き

人件費や燃料費が上がっているのに、運賃や料金をあげてもらえませんか？



このような行為の疑いがあれば、**事実を確認し、是正を指導**します。

違法な白トラ利用もGメンによる是正指導の対象です



無理な運送依頼



異常気象時の運送依頼



過積載運送の指示・容認

荷主等の違反原因行為の通報窓口について

国土交通省 トラック・物流荷主特別対策室

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください

通報窓口（目安箱）
投稿サイト
※国土交通省HP内

恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。

悪いね～もう少し待って

もう2時間待つのにここではないのも長く待たされるよ

無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれがあります。

3時までに届けてね、時間厳守だよ

飛ばさないと間に合わないよ…

過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。

えっ

重量オーバーになるかもしれないけどこれも頼むよ

無理ないし仕方ない

異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。

大雨警報が出ているのに…

ええっ、この天候のなかですか

予定通り進んでね

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼（契約）にない附帯作業（貨物への傾ラベル貼りをさせられるが料金が支払われない、など。）
- 運賃・料金等の不当な据置き

上記情報について、適切な交渉・申し入れなどを行っているにもかかわらず、荷主から強要されている場合等においては
トラック・物流Gメンが荷主・元請事業者の**本社**、問題が発生している**営業所、拠点**に対して「**働きかけ**」、「**要請**」を行い、是正を指導します。



通報窓口（目安箱）
投稿サイト

※国土交通省HP内

トラックGメンの適切な活動のため、**目安箱への投稿をお願いします。**

投稿いただきたい内容

- **ご意見・事例の分類**
…長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- **ご意見・事例の具体的な内容**
…いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- **貨物の種類**
…加工食品、日用品、機械・機械部品など
- **発着荷主の業態**
…農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など

○ 投稿者の情報

…会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等（働きかけ・要請の対象）から情報提供元が特定されないように配慮します。

e-Gov(電子政府の総合窓口)によるオンライン申請の利用が可能となる自動車運送事業関連の手続きは、全体で140手続きです。下図に記載のとおり、令和7年9月及び12月からの一部手続きにおける運用開始を経て、令和8年4月より、オンライン申請の対象をさらに拡大いたします。各段階において利用対象となる主な手続きを記載していますが、全体・詳細については、国土交通省ウェブサイト内の「自動車運送事業(バス、タクシー、トラック)・レンタカー・自家用有償に関するオンライン申請」の「オンライン申請対象手続一覧(自動車運送業関連手続き)」をご参照ください。

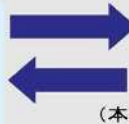


「自動車運送事業(バス、タクシー、トラック)・レンタカー・自家用有償に関するオンライン申請」

■オンライン申請



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 本省・地方運輸支局までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能



国土交通省
(本省、地方運輸局、運輸支局)



バス



タクシー
レンタカー



トラック

令和7年9月先行運用

令和7年12月利用開始

令和8年4月1日利用開始

主な手続

- 貨物自動車運送事業の安全管理規程の設定変更届出(一般貨物・特定貨物)
- 貨物軽自動車運送事業の経営の届出・事業の届出事項の変更届出
- 一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請
- 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可・届出
- 一般旅客自動車運送事業(乗合・貸切・乗用)の運送約款の設定・変更の認可申請
- 整備管理者・運行管理者の選任等の届出等

- 一般貨物・特定貨物、一般旅客自動車運送事業(貸切・乗用)の許可申請
- 一般貨物・特定貨物、一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請・届出
- 一般貨物・特定貨物事業の事業報告・輸送実績報告の届出
- 事業の事故報告の届出
- 適性診断実施機関の認定・変更届出
- 運行管理者講習実施機関の年間報告及び会計報告の届出等

- 貨物自動車運送適正化事業実施機関に係る諸手続き
- 旅客自動車運送適正化事業実施機関に係る諸手続き
- 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請・届出(ダンプ法関連)
- 自家用自動車の有償運送の許可申請
- 自家用有償旅客運送の有効期間の更新登録、登録事項の変更、輸送実績報告の届出
- 一般旅客自動車運送事業の事業報告・輸送実績報告及び自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業の貸渡実績報告書の届出
- 運行管理者資格者証の交付等の届出
- 運行管理者試験の指定機関・指定申請等

手続数

16手続

49手続

(令和7年9月利用開始分との合計で65手続)

75手続

(令和7年度利用開始分との合計で140手続)

オンライン申請の流れ

e-Gov電子申請サービス

パソコンの環境設定

申請書/届出書、 添付資料等の作成

申請書/届出書添付 資料等の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、Java実行環境(Java Runtime Environment)及びe-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付書類の作成)。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

オンライン申請利用準備、操作方法の詳細につきましては、以下のHPサイト内「オンライン申請業務マニュアル」を作成・掲載していますので、そちらをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



関連リンク

e-Gov電子申請サービスサイト

手続共通のオンライン申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <http://www.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

オンライン申請利用のご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 物流・自動車局オンライン申請サイト

自動車運送事業関連手続に関するオンライン申請利用方法やツールを掲載するサイトです。URL:

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



国土交通省 自動車運送事業情報サイト

自動車運送事業関連の関連法令・通達等を掲載しているサイトです。

URL: <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>



国土交通省 e-Gov総合サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html



**ご不明な点などありましたら山形運輸支局まで
ご連絡ください。**

【山形運輸支局 輸送・監査部門】

Tel : 023-686-4711 (音声案内3番)

Mail : tht-yamagatayusou-r@ki.mlit.go.jp